

Title	英国国際法比較法研究所刊 『宇宙法の現今諸問題：シンポジウム』
Sub Title	British institute of international and comparative law, current problems in space Law-A symposium
Author	栗林, 忠男(Kuribayashi, Tadao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.7 (1968. 7) ,p.151- 159
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680715-0151

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

British Institute of International and Comparative Law:

Current Problems in Space Law— A Symposium

B. I. I. C. L. International Law Series 6, London,
1966, viii + 168 pp.

英国国際法比較法研究所刊

『宇宙法の現今諸問題—シンポジウム』

一

宇宙に対する人類の挑戦は、未だ僅かに地球周辺の空間に開始されたに過ぎないが、既に幾多の法的问题がその活動から生起している。そこに展開されるべき法秩序は、一方で宇宙活動も所詮地上の人間活動の延長である以上、現行国際法制度自体の包蔵する矛盾乃至困難が必然的に反映すると共に、他方で近代宇宙科学技術の急速な発達に対応する法原理が要請される。従つて、この法領域の当面する諸問題の考察は、第四次元の局面を迎えつつあると言われる国際法の新しい動向の認識につながるであらう。

本書は、宇宙法の「緊急且つ現代的な諸問題に焦点を合わせ、専門家と素人の間の意見交換の場を提供するために」(序言)一九六

紹介と批評

五年五月四日ロンドンの英連邦協会に於て、英国国際法比較法研究所主催の下に行われたシンポジウム形式の会議報告に基いている。従つて、その構成も刊行のための若干の調整を除いて、ほぼ会議のプログラムに沿つて、四つの研究部会に於ける報告論文とそれ等に対する論評から成つてゐる。報告論文として、第一部「若干の科学的技術的問題」にはJ. A. ラトクリフ(英国スロー電波宇宙調査基地所長)の「科学的技術的目的のための宇宙利用」、第二部「宇宙法の発達」にはC. W. ジェンクス(国際労働機関副理事長)の「宇宙法は現実になつてゐる」、第三部「宇宙空間に発射された物体により惹起された損害に対する責任」にはJ. A. C. ガッターリツヂ(英国外務省法律顧問)の「国際連合宇宙空間平和利用委員会」、第四部「宇宙の軍事的利用」にはA. S. ベイカー(英空軍空戦カレツヂ副指揮官)の「宇宙の軍事的意義」及びT. E. テイガー(合衆国空軍中佐)の「宇宙機器の軍事的利用の法的管理」が収録されており、論評として、第二部に対してJ. E. S. フォーセット(オックスフォード大学オールソールズカレツヂ研究員)とD. ゲディウス(ライデン大学航空宇宙法教授)、第三部に対してL. F. E. ゴルデイ(ロヨラ大学法科助教授)、O. ラシツク(ベルグラード国際政治経済研究所)及びJ. F. マクマホン(オックスフォード大学ハートフォードカレツヂ研究員)、第四部に対してビン・チェン(ロンドン大学国際法講師)とL. ボンド(マクギル大学航空宇宙法研究所)がそれぞれ論述を加えてゐる。尚、付録(1)にI. ラベンナ(ロンドン経済政治学校)の「宇宙法に関するソ連の若干の見解」が、第二部に対

する論評として、別箇補録されている。

二

この法分野に於ては科学的知識の背景が必須的であり、その意味で、このシンポジウムの冒頭に「科学的技術的目的のための宇宙利用」に関する報告が為されているのは適切であろう。報告者は、その専門的知識に基いて、人工衛星の軌道の科学的説明を行い、宇宙の技術的利用として衛星による通信と航行補助の機能を評価し、諸種の科学的実験の場としての宇宙空間の利用例と共にその有害な利用方法を列挙・解説している。報告は純粹に科学者としての立場から為されているが、特に、磁気層及びそれより高度の空間で行われる科学的実験の結果、大気圏と宇宙空間の境界線を科学的に画定し得るとする点は興味を惹く。即ち、地球半径の約十倍の距離に於いて、大気圏が地球との回転を離れる地点があり、「科学的表現では、これを以て国家主権の限界と為すのが論理的である」(九頁)としている。しかし、空域主権の上部限界の法的问题を大気圏の物理的特性に関する科学的事実の問題として割り切ることには、もとより異論がある。

三

既に宇宙法の体系的な著作を著しているジェンクスは、第二部「宇宙法は現実になつてゐる」と題する報告で、宇宙法の發展過程を辿りながら将来に於ける主要課題を展望する。ジェンクスは、宇

宙活動に関する諸種の技術的協定乃至規制的發展を評価し、なかでも宇宙法發展の基礎と考えたのは、一九六三年十二月三日国連総会が満場一致で採択した「宇宙空間の探査と利用に於ける国家活動を規制する法的原則の宣言」(以下「法的原則宣言」と略す)である。

この国連決議は、「条約には至らないが、慣習又は意図の表明以上のもの」であつて、「諸国家が宇宙法のあるべきものとして理解し、且つ、彼等を法的に拘束すると認めるもの」(一六頁)である。宇宙の法的非軍事化の問題についても、国連総会決議一一四八(XVIII)に於ける一般原則の承認以後六年を経て一九六三年モスクワで成立した核兵器実験禁止条約、並びに、その趣旨を遵守するよう他の諸国に勧告する同年の総会決議一八八四(XVIII)の法的性質は、一般的拘束力を有する法規には至らないが、受容された慣行の貴重な表明として、近い将来の慣習法としての成立が示唆される。いずれにせよ、これ等諸發展の集積的效果は、宇宙法がもはや法的思索段階を超えて、現実——未だ断片的・試行的なものであるが、實際的行動規則として諸国家により受容された一群の実定法——になつたとを示す。

この發展段階に達した現在宇宙法の将来に臨むべき我々の基本的態度についてのジェンクスの見解は示唆に富むものがある。「法的原則宣言及び国際電気通信連合規則の強みである普遍性が第一次目標とされなければならないが、モスクワ条約(フランス・中共不参加)及び世界商業通信衛星制度のための諸協定(ソ連及び衛星国不参加)の場合のように、即時の實際行動を採る必要があるために普

遍性の要請が犠牲にされなければならない場合もある。我々は、こうした即時の行動が至上であると認めるのに十分慎重でなければならないと思う。宇宙法の過去の発達過程に於いて達成されて来た幾多の進歩は、対立するアプローチと利害を和解させ、基本的原則に基く一般的協定を確保するのに必要な忍耐と巾広い洞察によるものであつた。同様な精神でこの仕事を続けることが重要である。

その達成される割合・段階・形式よりも最終的成果が問題なのである。一般的利益よりむしろ特定の野望を反映する一連の既成事実によつて、最終的成果が阻止されるのを避ける必要がある時に、主にスピードが必須的なのである。普遍的に至らない行動を採らざるを得ない場合でも、後の段階に於ける普遍性を志向して、最大限の参加拡大を促進する取り極めに我々の精力を傾注すべきである。モスクワ条約も世界商業通信衛星制度のための諸協定の場合も、すべてアプローチする場合、現在国際法学者が特別の考慮を払うべき問題として、次の五つの課題がある。第一は、宇宙活動に於ける国際組織の役割、特に国際組織とその構成員間の責任の分配である。第二は、若干タイプの宇宙活動、例えば、通信・気象・航海・観測等の衛星活動、の世界公益事業としての組織化である。第三は、宇宙に於ける対人管轄権である。法的原則宣言は、宇宙に発射された物体並びにその乗員に対する登録国の管轄を規定するが、この一般的原則の有人軌道・宇宙基地又は宇宙居住地への適用は、宇宙科学の発達と共に重要性を帯びる問題である。第四は、宇宙資源の法制度で

ある。法的原則宣言は宇宙空間及び天体が国家の領有に属さないことを明記するが、領有又は占有から区別されたものとしての開発可能な資源の使用問題についての法制度は確立されておらず、資源利用の性質・目的・型態に基く区別を示唆するジェンクスの見解は注目される。消耗し得る資源に関して、何等かの形での国連による特許・免許又は許可の権限付与は、ジェンクスの従前からの見解である。第五は、宇宙実験の規則と宇宙散乱及び汚染 (space cluttering and contamination) の防止に於ける法の役割である。これ等の課題についてどのような進歩が為され得るかは、宇宙法の即時的範囲 (immediate purview) を超える要因に依存する。わけても宇宙の非軍事化の継続的有効性は、何よりも、地上に於ける軍備の国際的管理の行き詰りを解決することに依存することが指摘されている。

このようなジェンクスの宇宙法の進展に関する報告は、フォーセットの論評に於て、多少楽観的であると批判される。つまり、国連総会決議は過少評価すべきではないが、確立された諸原則は余りに一般的であると同時に、問題の核心と看做される宇宙空間の軍事的利用に触れていないからである。更にジェンクスの挙げる五課題について、緊急性の観点から優先順位を設けているが、その優先順位の決定は別として、フォーセットが現在最も緊急な課題とするのは、宇宙実験及び宇宙散乱・汚染である。

ゲデイウスの論評は、法的原則宣言に唱われる宇宙探査及び利用の自由の原則の性質と内容についての不明確さと矛盾に向けられている。この自由原則自体の法的性質については、それが既に実定国

際法の一部であると主張するアメリカと法的拘束力の付与のためには条約の形への統合が必要であるとすゝ連の見解の対立は克服されて、一九六四年の国際法協会東京会議に於けるソ連のブリシェンコ教授の声明に見られる如く、その法的効力を認める合意が二大宇宙勢力間に存在すると結論する。しかし、この点に関するソ連国際

法学者の見解は必ずしも一致していないように思われる(後述ラベソンの論評参照)。次に、公海の法的地位と宇宙空間のそれとを同一視する見解を批判し、領海に於ける無害航行権が領空には確立していないことを認識した上で、「すべての国家は大気圏と宇宙空間を共に含む地球上の空間(宇宙空間)の境界国である」(三〇頁)とする。従つて、宇宙機器が外国領空を横断することなし

に、開発と利用のために宇宙から利益を享受し得るかどうかが問題であり、ここで空域主権の高度という厄介な問題に当面するのである。この点に関するゲデイウスの見解は、近い将来に於ける合意はありそうもないとしながらも、仮令宇宙機器活動が国家領域を超える宇宙で行われるとしても、国家は保護的手段を講ずる権利を有するという合意が国際間に急速に生成しており、その結果、安全の見地から宇宙空間と空域の境界を画定する必要性が減退していることを指摘する。国家領域が狭小なため、その空域を通じて物体を発射又は帰還させることが不可能な場合には、宇宙機器の通過に関し隣接国と了解に達するか、或いは、公海上の施設を用いることが考えられるが、隣接国がその空域通過の許可に付帯させる条件を決定する際の裁量範囲が問題とならう。隣接国の安全に対する潜在的危

険性のある場合の通過拒否は許容し得るとしても、それ以上の裁量の濫用は、法的原則宣言に唱われる宇宙開発と利用に於ける国家平等の原則に反する。そこで、通過国の安全に対する脅威が存在しない場合、宇宙機器の通過を合法的に拒否出来ないことが立法論的に主張されている。

四

宇宙空間に打上げられた物体により惹起された損害に対する責任問題は、宇宙開発の初期から重要な法律問題として認識されていた。この点に関して、法的原則宣言は一般的原則(第八項)を置くに過ぎない。即ち、物体を宇宙空間に発射し、又は発射せしめようとする各国家及びその領域又は施設から物体が発射される各国家は、地上、大気圏又は宇宙空間に於てそのような物体又はその構成部分が外国又はその自然人もしくは法人に対して与えた損害について、国際的責任を負う。第三部に於けるガッターリツヂ女史の報告は、この問題に関する国連宇宙空間平和利用委員会の活動に言及しながら、法的原則宣言の一般的原則の解明・分析を行う。報告は諸種の問題点に触れているが、中でも重点的考察を行っているのは、損害の種類、責任の所在、責任の範囲、損害決定の手続についてである。ここでは、立法論的に重要であると思われる報告者の若干の見解を紹介しよう。

法的原則宣言の第八項から生ずる最も困難な問題は責任の所在である。宇宙開発と利用に於ては諸国家の共同活動が益々盛んになる

と予想されるから、発射国が國際的責任を負うと單純に規定することは不十分である。このため、宇宙機器の国籍又は旗國に関する登録制度についての國際的合意が必要であり、登録制についての規定

が存在しない場合には、損害責任に関する他の國際協定（例えば原子力船舶の運航者責任に関する条約）を参考として、共同計画に従事する諸國が連帯責任又は個別責任を負う旨の規定が必要になる。この場合には、各國法制度の相違から、「連帯責任及び個別責任」の定義の統一化のための合意が更に必要とされよう。また、國際機關によつて打上げられた物体による損害の場合に、國際機關にその責任を課すためには、國際機關の國際人格と國際的權利義務の受容能力が前提となるが、これについては、一九四九年の傷害補償請求事件に対する國際司法裁判所の勧告的意見の関連性が指摘される。法的原則宣言の第五項によつて、國際機關の責任は既に慣習法化しており、その責任の受容について特別規定を必要としないとする見解に対しては、問題の「原則」を慣習國際法の一部と看做し、國際機關の同意しない義務を同機關に課すという疑わしい推定に基づくとして疑問視している。責任が絶対的なものか過失に依らしめるべきかについては、諸種の損害發生の事象的環境に照らして判断される。責任額の制限に関しては、宇宙活動の特異性から、他の類似の國際協定（航空運送人の責任に関するワルソー条約を含めて）の先例価値は否定され、強制保険並びに死亡・傷害と財産損害の區別に基く限度額が示唆される。最後に、責任履行の保障手段として、國際機關も当事者として含む請求の付託されるべき國際法廷の設立を提案す

る。総じて報告は、法的原則宣言の公式化に内包される諸問題の列挙の感があるが、この問題について國際協定が締結される以前に考察を必要とする諸點の所在を要領よく纏めている。

この報告に対するゴルディの論評の主要點は次の二點に要約し得る。第一に、法的原則宣言は、國家が宇宙空間に於ける自國の活動につき國際的責任を負うことを規定する（第五項）が、これは近代技術の發展により招來された危險に當面する諸國家の相互依存關係とその結果としての絶対責任制度の必要性の受容を反映するものである。しかし、法的原則宣言（及びその絶対責任原則）の効力については、実証主義の見解とそれに対する反論の対立がある。実証主義の見解は、もし実行に於て法的原則宣言が普遍的に支持されれば、慣習の証拠であり得ることを認めながらも、実行に於ける普遍的支持と条約との間に中間的地位を認めない。これに対する反論として二つの立場が考えられる。先ず、A・ロス教授の所謂「客観化（Objectivation）」の基準による法源分類法を用いて、法的原則宣言を「客観化される」法源、つまり、条理として最高度の道德的説得性を有する決定準則とする。法的原則宣言は、少くとも受容し得る「文明諸國により認められた法の一般原則」として、ある国内法原則を他に優先選択する基準を裁判所に指示するのに有用であり、従つて、この立場に立てば、法的原則宣言の第五項は「宇宙活動から生ずる損害の請求に於て、決定準則として〈法の一般原則〉に訴える場合に、過失責任よりも無過失（又は絶対）責任を選択することを指示する」（五八一―五九頁）ことになる。実証主義の見解に対する

もう一つの反論は、ヒギンス女史の「本質的に社会工学の一部門」としての法の把握から出発する。つまり、国家は国連の政治的機関の決定を義務的なものとして受け容れ、またその受容は同様な決定が将来も義務的なものとして受け容れられるという期待を伴うから、関係国によつて拘束力あるものとして認められる統一の慣行と実行が存在するようになると言うのである。法的原則宣言は正にこの範疇に属し、特にその五項と八項は宇宙活動のもたらす利益と危険に於ける人類共通の掛合と保護的規則形成の必要性の容認を反映し、集団的行動の目標と方向並びにこれ等を達成するのに包含される犠牲と危険の一般的分配を示す。これ等の理由に基いて、ゴルデイは法的原則宣言の法的拘束力を認める。第二に、責任の厳格性の程度は、宇宙活動による傷害に対する社会的関係に依存することが主張される。ここでは、責任問題を事故の所在地ではなく、関係する人間活動——事故により設定される社会的関係——に依存させるよう意図された四つの異なる責任制度が提案されている。それ等の社会的関係とは、宇宙空間に発射された物体が地球上の人体・財産に損害を与える場合（最高限度額を伴う絶対責任）、大気を利用する機器が他国の宇宙活動により損害を受ける場合（推定的過失の類推原則及び *res iusa loquitis* 原則）、宇宙に於ける一国の物体が、同様に宇宙にある他国の物体に損害を与える場合（過失責任）、宇宙に於ける物体が異なる制度と目的を反映する場合、例えば、純粋に国家主義的・排他的目的で発射された物体が、平和目的の世界的計画の一環としての通信衛星の如き配分可能な目的で発射された物体に損

害を与える場合（絶対責任）である。このようなゴルデイの「社会的関係」に基づく責任制度の分類方法は示唆に富むものである。ラシック及びマクマホンの論評は特に触れないことにする。

五

宇宙空間は既に米ソ両国の軍事目的のための利用の場でもある。本書の第四部は、宇宙空間の軍事的意義と宇宙機器の軍事的利用の法的管理について、英米の職業軍人の専門的知識に基づく報告を収録している。ペイカー飛行隊長は、宇宙空間の軍事的利用方法として、特に通信衛星、写真偵察衛星、電子偵察衛星、測候衛星の有用性並びに衛星追跡制度について言及する。また、衛星攻撃に対する米ソ両国の防衛能力の限界、並びに、宇宙空間に核爆弾を持たむ可能性を否定する幾つかの実際的理由に触れ、更に、全ての衛星行動に共通の特徴に見出される軍事的意義を論じている。

テイガー中佐の宇宙機器の軍事的利用の法的管理の問題についての報告は、平和的利用に対比される軍事的利用ではなくて、平和的利用に侵略的利用を対比させ、その枠内で宇宙空間の軍事的利用は合法的であるとする。換言すれば、国連憲章、慣習国際法及び国連総会決議に照らして、軍事的利用それ自体は不法ではなく、侵略目的の軍事的利用が不法なのである。しかし、このように宇宙機器の平和目的のための軍事的利用を認める一群の国際法規が存在するとしても、その執行については宇宙勢力の良識に頼る他ないと考える。そこで、宇宙空間に於ける軍事的利用が実際に平和目的である

ことを確保する現実的方策として、完全軍縮、國際機關による管理、発射登録制度の三つが示唆されるが、報告者が最も一般的合意に達し得るものとしているのは、第三の方策である。但し、このような義務的登録制度は、宇宙機器の国籍登録のみならず、完全な飛行計画、発射前の検閲を伴う積荷の包括的記述、国連憲章及び総会決議に表現された平和的利用の概念に妥当することを確保する査察を含むものでなければならぬ。

航空法及び宇宙法の分野で、その精力的な研究活動で知られるジョン・チエンの論評は、宇宙活動の合法性と宇宙空間の非軍事化の二点に向けられている。第一点については、先ず、既に「平和的利用」は核エネルギーの國際法に於て「非軍事」という確立した意味を有しているとして、テイガーの定義に反対する。従つて問題はあつては、宇宙活動が、平和的であれ軍事的であれ、国連憲章を含む國際法に照らして合法的であるか否かである。その決定の主要な困難は、宇宙空間と領空とを区分すべき國際的に承認される境界線の欠如にある。ある宇宙活動、例えば衛星偵察、の行われる場所が他国の領空であるか宇宙空間であるかによつて、その合法性が決定されるからである。しかし、国連も宇宙強国も他の諸国も、この宇宙法に於ける最も緊要な課題を軽視しているとチエンは非難している。第二点の宇宙の非軍化について、米ソ兩國はこの問題を一般的軍縮問題の側面として考へる点で一致しているが、軍縮は關係諸国の同意に依存する上に、その合意には法的形式と拘束的効力を付与しなければならぬ。アメリカで流行している概念に従えば、所謂 *soft law* で

はなくて *hard law* として成立しなければならぬのである。チエンによれば、法的原則宣言を含めて国連総会決議は、それ自体拘束力を欠くものであり、可成り侮蔑的な表現で *soft law* の概念を拒んでいる。

ボンズの論評は、この分野での唯一の *hard law* の断片は核実験禁止条約であるとする。偵察衛星に関しては、用語の矛盾であると断わりながらも、軍事的であると同時に平和的でもあり、更に、普遍的査察制度の第一歩として望ましいとさえ言う。こうした見解の背後には、この種の一方的偵察は相手側の軍事的努力を或る程度まで無意味なものとする効果を有し、國際的管理の下に於ける偵察・査察制度の型態と余り異ならないとする立場がある。

六

付録(I)に所収されたラペンナの論文は現在の二大宇宙勢力の一であるソ連の國際法学者の諸見解を分析している点で興味深い。既にソ連に於てもこの法分野に関する数多くの研究が為され、宇宙法問題に対するソビエト國際法学の並々ならぬ関心が示されている。ラペンナは、ソ連に於ける宇宙法關係著作物に於て論議されている諸問題を三つの主要なグループ、即ち、(1)領水を含む国家領域上の空間に於ける国家主権の上部限界、(2)宇宙空間及び宇宙機器の法制度、(3)天体に関する法規、に分類しそれぞれにつき論じる。

領空の上部限界の画定については、西側諸国に見られるような諸種の学説の対立があるが、いずれも決定的な定説となつていない。

しかし、ソ連もその國際法理論も、宇宙空間又は天体に対する國家主權を主張していないことは確かである。天体を含む宇宙空間の法制度に関して、ラベナは次の諸見解が注目に値すると言う。(i)陸海空の場合と同様に、宇宙活動に於ける國際法の基本的原則は平和的共存の原則である。(ii)宇宙利用に関する諸國家の協力は完全平等の原則に基くべきである。(iii)海洋法、航空法、南極大陸に関する規則からの類推は不適當である。(iv)宇宙利用から生ずる法的問題を解決する權能を有する超國家的機構を認めない。(v)宇宙機器は発射國に所屬し、その國の識別票を持ちその管轄權に従うと共に、機器内の対人管轄も機器の國籍國の立法と管轄權に従う。(vi)宇宙機器が発射國の領域以外に着陸する場合には、その所屬國に返還されなければならぬ。但し、これは偵察衛星には適用されない。宇宙機器の國籍國は、その落下によつて生ずるすべての損害に対して責任を負う。(vii)宇宙空間の非軍事化は一般的完全軍縮と密着した問題である。これ等の諸見解は、多かれ少かれ、ソ連の外交政策乃至國際法理論に基礎を置くものである。例えば、完全平等の原則の強調にしても、軍事基地撤廃の問題を切り離した宇宙空間の軍事的利用禁止の米國提案に対して、ソ連がかつて強く反対したのは、それが多数の外國軍事基地を有する米國に利益を与える一方、原子力戦に於て宇宙空間からの報復の權利をソ連から奪うという理由に基く。同様に、世界商業通信衛星制度の諸協定へのソ連の不參加の理由は、通信衛星委員会に於ける米國の經濟的支配に対する反感に基く。また、ソ連は自國の主張する條件に合致する國連の枠内に於ける國際

機關の設立には必ずしも反対しないが、一般的な超國家機構の概念に反対するのも、主權・超國家的權威・世界國家についてのソビエト國際法理論と合致している。天体に関する法規に関しては、ソビエト國際法では、天体に対する発占法理適用が拒けられていて、と思われるが、この問題は宇宙空間に於ける法制度と同様に軍縮問題と結びついている。

法的原則宣言の法的効力に関するソ連理論の現状は、大多数の學者が國際機關の決定を國際法の法源と看做していないが、若干の學者は米ソ兩國が共にその諸原則の遵守を声明した以上、兩國は法的原則宣言に関して確定的な法的義務を受容したと考える。ラベナの論文は、結論として、ソ連の外交政策及びその國際法理論も、宇宙法の最重要問題を一般的完全軍縮に一致して結びつけており、宇宙法の核心的問題が他の技術的諸問題よりも平和的目的のための宇宙の利用、その中立化乃至非軍事化にあることを強調している。

七

以上の如く、本書は宇宙法の体系的考察を意圖するものではなく、その緊急な諸問題に論点を絞つており、そのため、必ずしもこの法領域の抱える主要課題のすべてを採り上げていない。例えば、既に國際的合意の成立している宇宙飛行士及び宇宙機器の援助・返還の問題にしても、早期の協定成立を予期して殆んど触れられなかつたものと思われる。また、法的原則宣言はその後に宇宙条約(月)その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における國家活動を規

以上、その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における國家活動を規

律する原則に関する条約)として成立を見ており、その意味では、この国連決議の法的効力をめぐるシンポジウムの論議は実際の価値を減じているかも知れない。しかし、宇宙法の発展がその性質上国際社会全体の立場から圧倒的に国連を中心に展開されている現状に照らしても、国際法の法源という観点からこの問題の一般的重要性は尚失われまいであろうし、法的原則宣言に唱われた一般原則の解明は、宇宙条約の諸規定の考察に不可欠でもある。本書はまた、シンポジウムの会議報告の性質上、必ずしも統一的構成を採つておらず、同一問題点についての各報告者・論評者の見解が重複している場合が多い。それは逆に言えば、忌憚りの無い議論の場を反映する本書の利点でもあり、同時に問題点の重要性を強調することでもあろう。中でも、国連総会決議の法的効力乃至その慣習法化、領空と宇宙空間の法的境界、宇宙の非軍事化等の諸問題が、この法分野の緊急な基礎的課題として認識する必要性を裏書きする。その意味で、本書が抽象的な一般原則の具体化の過程にある宇宙法の現実的動向を知る上で、巾広い視角を与えて呉れることは間違いない。尚、本書の巻末には付録(Ⅱ)として、一九五八年より一九六四年に至る宇宙法に関する主要文書とその索引並びに宇宙法に関する主要な政府間協定のリストが掲載されている。これ等の主要文書は、国連総会、国連委員会、国際法学会の決議及び報告、主要な国際協定及び国内法等に関するものであり、宇宙法が日進月歩の成文化化の中に発達する趨勢に鑑み、特に好適な研究資料となるであろう。

(栗林 忠男)

慶應義塾大学地域研究グループ著

『変動期における軍部と軍隊』

『変動期における軍部と軍隊』は、慶應義塾大学の「地域研究グループ」の共同研究であつて、それは「現代における軍部・軍隊」(内山正熊)、「新興諸国における政治と軍部」(内山秀夫)、「近代日本における軍部の政治的地位」(池井優)、「軍部の政治への介入——タイ、ビルマ、パキスタンにおける軍部の比較研究——」(松本三郎)、「インドネシア共和国における軍の役割」(川合隆男)、「イラン、イラクの軍部・軍隊と政治」(遠峰四郎)、「現代アフリカの政治と軍部」(小田英郎)、「ラテン・アメリカ諸国における軍部と軍国主義」(賀川俊彦)、「植民地時代より国家建設期に至るアメリカの軍隊と文民優位の確立」(太田俊太郎)の各篇からなつている。

グループ代表の内山正熊教授は、最初の二つの論文は総論であることを意図して書かれたものではないと断つておられるが、事実において、それらは共同研究の主題に対して、それぞれ広義の総論、狭義の総論となつている。すなわち内山(正)論文は、現代国際政治における軍隊の役割、そこから由来する一般的現象としての